

東京学芸大学附属図書館利用規則の一部改正について

改正理由：入試等のため入構禁止等の日を休館とするなど，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （休館日） 第4条 図書館の休館日は，次のとおりとする。 (1) 12月29日から翌年1月3日まで <u>(2) 授業及び教育実習が行われない期間中の祝日</u> <u>(3) 3月の最終土曜日及び日曜日並びに4月の第一土曜日及び日曜日</u> <u>(4) 大学入試センター試験日</u> <u>(5) 学部一般入試試験日</u> <u>(6) 大学院教育学研究科（修士課程）入試試験日</u> <u>(7) その他附属図書館長（以下「館長」という。）が特に必要と認めた日</u> （開館時間） 第5条 開館時間は，次のとおりとする。 (1) 月曜日から金曜日まで 午前8時30分から<u>午後9時30分</u>（授業及び教育実習が行われない期間は，午後5時）まで (2) 土曜日，日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 <u>午前11時</u>（通常授業日は8時30分）から午後6時まで 2 前項の規定にかかわらず，館長が必要と認めたときは，開館時間を変更することができる。 〔省略〕	〔省略〕 （休館日） 第4条 図書館の休館日は，次のとおりとする。 (1) 12月29日から翌年1月3日まで <u>(2) 附属図書館長（以下「館長」という。）が特に必要と認めた日</u> （開館時間） 第5条 開館時間は，次のとおりとする。 (1) 月曜日から金曜日まで 午前8時30分から<u>午後10時</u>（授業及び教育実習が行われない期間は，午後5時）まで (2) 土曜日，日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 <u>午前10時</u>（通常授業日は8時30分）から午後6時 <u>（授業及び教育実習が行われない期間は，午後5時）まで</u> 2 前項の規定にかかわらず，館長が必要と認めたときは，開館時間を変更することができる。 〔省略〕

(遵守事項)

第24条 利用者は、図書館内において係員の指示に従うとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 資料，機器又は施設を汚損又は破損しないこと。
- (2) 静粛にすること。
- (3) 図書館の許可なしに，掲示又は張り紙をしないこと。
- (4) 喫煙及び飲食をしないこと。
- (5) 指定場所以外で携帯電話等による通話をしないこと。
- (6) 図書館の許可なしに，図書館資料，利用者，建物等の撮影（動画を含む）や録音をしないこと。
- (7) その他他の利用者に迷惑をかける行為をしないこと。

〔省略〕

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(遵守事項)

第24条 利用者は、図書館内において係員の指示に従うとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 資料，機器又は施設を汚損又は破損しないこと。
- (2) 静粛にすること。
- (3) 図書館への届出なしに，掲示又は張り紙をしないこと。
- (4) 喫煙及び指定場所以外での飲食をしないこと。
- (5) 携帯電話を使用しないこと。

(6) その他他の利用者に迷惑をかける行為をしないこと。

〔省略〕